

職業安定分科会雇用保険部会(第170回)	資料1-1
令和4年3月31日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

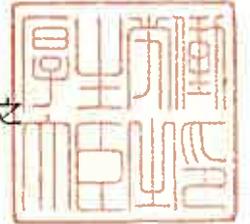
厚生労働省発職0331第1号

令和4年3月31日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 雇用保険法施行令の一部改正

一 雇用保険法第六十六条第一項第一号イの求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準は、当該会計年度の前々会計年度において、次のいずれにも該当することとする。

1 失業等給付に係る徴収保険料額及び国庫の負担額（育児休業給付に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）の合計額と失業等給付の額並びに雇用保険法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この1及び3において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度の前々会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、失業等給付額等に相当する額未満であること。

2 各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、七十万人以上であること。

二 当該会計年度の前会計年度において、雇用保険法第六十七条の二の規定により国庫が負担した額がある場合には、当該額を一の1の加減した額に加えるものとする。

三 雇用保険法第六十七条の二の政令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とすること。

1 当該会計年度における雇用保険率が千分の十五・五（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険率に変更されている場合においては千分の十五又は千分の十四・五）（うち失業等給付に係る率千分の八）以上である場合

2 当該会計年度の前会計年度において、一の1の加減した額から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額が、失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超えない場合

3 1及び2に該当しない場合であつて、当該会計年度において、受給資格者の数の急激な増加及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況の急激な悪化が認められる場合

四 令和四年度における雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、令和二年度及び令和三年度の算定方法を準用するものとする。

五 その他所要の改正を行うこと。

第二 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用の国の負担につ

いて、令和四年度から令和六年度までにおいては、本来負担すべき割合の百分の十を負担するものとする
こと。

第三 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用の地方公共団
体の負担について、令和四年度から令和六年度までにおいては、本来負担すべき割合の百分の十を負担す
るものとする。

第四 行政手続法施行令の一部改正

- 一 行政手続法第三十九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、雇用保険法第二
十条の二（同条の厚生労働省令で定める事業に係る部分及び厚生労働省令で定める者に係る部分に限
る。）の命令等を加えること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第五 その他

その他関係政令について所要の改正を行うこと。

第六 施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行すること。ただし、第四の一は、同年七月一日から施行すること。